

船員手帳の新規交付

- 船員として採用される場合
- 船員手帳の有効期間経過後 1 ヶ月以上経過している場合

☆必要書類☆

1. 船員手帳交付申請書(第12号書式)
2. 収入印紙(1, 950円分)
3. 雇用(予定)証明書

※但し、雇用関係の無い船主船長は船舶検査証書または漁船登録票等の写しが必要です。

4. 申請日前1年以内作成の戸籍謄本(抄本)又は本籍記載の住民票(マイナンバー(個人番号)の記載の無いもの)
5. 6ヶ月以内に撮影した本人の写真2枚(縦4. 5cm×横3. 5cm)
6. 申請者が未成年の場合、上記の書類に加え以下の書類が必要になります。
(船員法施行規則第30条の許可書)
 - ・以下のイ～ニの事項が記載され、法定代理人が記名した書類
 - イ 未成年者の氏名及び本籍
 - ロ 船員となることを許可した旨
 - ハ 船員となることを許可した年月日
 - ニ 法定代理人の本籍及び住所、並びに本人との続柄
- ・必要に応じて、法定代理人の出頭を求める場合があります。

◇留意事項◇

- ・ご本人が窓口にお越しになることが必要です。
- ・現に有効な船員手帳を受有している方は申請できません。
- ・雇用予定日において年齢16才以上の方(漁船は義務教育を終了した方)が申請できます。

船員手帳の書換え

- 船員手帳の有効期間経過後1ヶ月以内の場合。
- 船員手帳の有効期間が満了する日以前1年以内である場合。
- 船員手帳の各欄に余白がなくなった場合。

☆必要書類☆

1. 船員手帳再交付（書換え）申請書（第14号書式）
2. 収入印紙（1, 950円）
3. もとの船員手帳
4. 6ヶ月以内に撮影した本人の写真2枚（縦4.5cm×横3.5cm）

◇留意事項◇

- ・船員手帳の氏名、本籍又は性別に変更があった場合、別途、訂正申請が必要です。

船員手帳の再交付

- 有効期間内の船員手帳を滅失、き損、汚損した場合。

☆必要書類☆

1. 船員手帳再交付（書換え）申請書（第十四号書式）
2. 収入印紙（1, 950円）
3. 雇用証明書（現在雇入れ中であれば、海員名簿の提示でも可）
4. 申請日前1年以内作成の戸籍謄本（抄本）又は本籍記載の住民票（マイナンバー（個人番号）の記載の無いもの）
5. 6ヶ月以内に撮影した本人の写真2枚（縦4.5cm×横3.5cm）
6. 現在受有している船員手帳（滅失した場合を除く）

◇留意事項◇

- ・船員手帳の氏名、本籍又は性別に変更があった場合、別途、訂正申請が必要です。
(滅失した場合を除く)

船員手帳の訂正

- 船員手帳の氏名、本籍又は性別に変更があった場合。

☆必要書類☆

1. 船員手帳訂正申請書（第十三号書式）
2. 収入印紙（430円）

※官庁誤記、船員本人に原因のない訂正（行政区画の変更又は市町村の合併に伴う本籍の変更など）については、訂正手数料は不要。

3. 訂正事項を証明する公的な文書

申請日前1年以内作成の戸籍謄本（抄本）又は本籍地記載の住民票（マイナンバー（個人番号）の記載の無いもの）

4. 現在受有している船員手帳